

第二次東京都子供読書活動推進計画

平成21年3月

東京都教育委員会

はじめに

子供にとって読書とは「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）です。

読書により、子供は広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験を持ちます。そして、この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。

また、読書は、子供が、変化の激しい社会に主体的に対応していくために、自ら課題を見だし、考え、判断する、表現することができる資質や能力をはぐくむものです。さらに読書を通して、子供は多くのよい文章に触れることができ、語彙量の増大や文章を書く力などの国語力の向上が期待されます。

このように、読書は子供が自分の将来に夢を持ち、自己実現を図っていく上で極めて重要な役割を果たしています。

子供が自主的な読書活動を通じて、生きる力をはぐくんでいくために、周囲の社会、大人は子供一人一人に対して、多様な読書のきっかけを提供し、様々な分野の本と出会える環境をつくっていくことが大切です。

「第二次東京都子供読書活動推進計画」では、このような理念にのっとり、子供の読書活動を推進していきます。

第1部	計画の基本的な考え方	3
第1章	これまでの成果と課題	3
第1	第一次計画における東京都の取組	3
第2	取組の成果	3
第3	現状と課題	4
第2章	第二次計画の基本的な考え方	7
第1	計画の性格	7
第2	基本方針	7
第3	計画期間	8
第4	計画の目指すもの	8
第2部	具体的な取組	9
第1章	重点的取組	9
第1	区市町村の取組推進	9
第2	都立学校(高校・特別支援学校)の読書活動の推進	9
第3	小学校・中学校の読書活動の推進	14
第4	乳幼児期の読書活動の推進	17
第2章	更なる読書習慣の育成のために	19
第1	公立図書館の充実	19
第2	地域における読書活動の充実	21
第3	学校の読書活動を支える人材	22
第4	ボランティア等、地域の力を活かした読書活動の推進	24
第5	啓発、広報	24

第1部 計画の基本的な考え方

第1章 これまでの成果と課題

第1 第一次計画における東京都の取組

1 第一次計画の性格

都教育委員会は、平成15年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」（以下、「第一次計画」とする。）を策定し、すべての子供が自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭・地域、学校のそれぞれが果たす役割とともに、東京都における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示しました。

また、計画における取組を「東京都の取組」、「区市町村に期待される取組」として明らかにし、区市町村が推進に関する計画を策定する際の基本となるものとも位置付けました。

2 東京都の取組

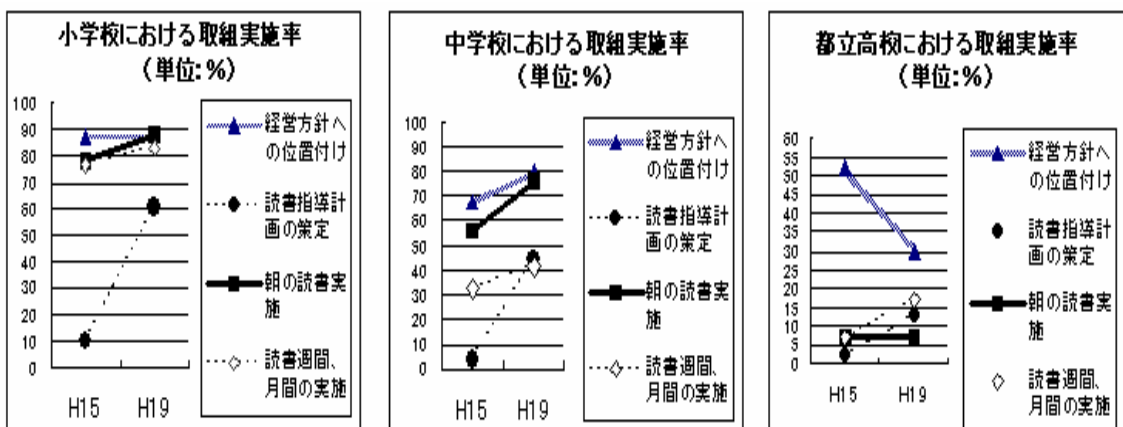
東京都は、学校に関する取組として、司書教諭等に対する研修、都立図書館による学校からの相談受付、生徒の見学や体験学習の受入れ等の支援などを行い、読書活動を推進しました。また、家庭・地域等における取組の推進を図るために、啓発・広報事業、ボランティアリーダー養成講座による人材育成、都立図書館による区市町村立図書館支援などに取り組みました。

第2 取組の成果

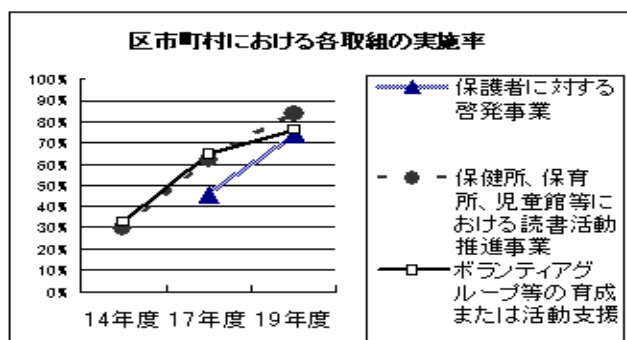
平成20年3月現在、都内では「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく推進計画が、62.9%の区市町村において策定されています。¹

都内の学校、区市町村における取組は、第1図及び第2図に示すとおりです。

[第1図 学校における読書活動]²



[第2図 区市町村における読書活動]³

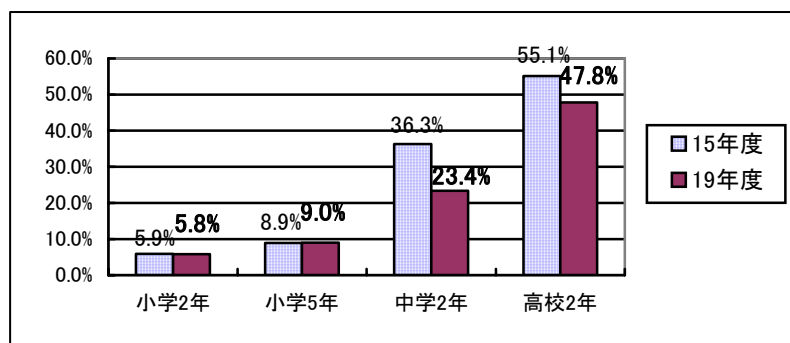


学校における取組については、小・中学校では取組の位置付け、実施事業ともおおむね増加しているか、高い水準を保っています。しかしながら、都立高校では読書指導計画の策定や、読書週間、月間の実施率が依然として低い水準にある上に、経営方針への位置付けについては実施率が下がっているという状況にあります。

一方、区市町村における家庭への啓発や、地域での読書活動等などの取組はおおむね、一定の成果が上がっています。

以上のような状況のもと、1か月の間に1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合（未読者率）は、調査を行った各学年においておおむね減少しています。

[第3図 1か月の間に1冊も本を読まなかった児童・生徒]⁴



第3 現状と課題

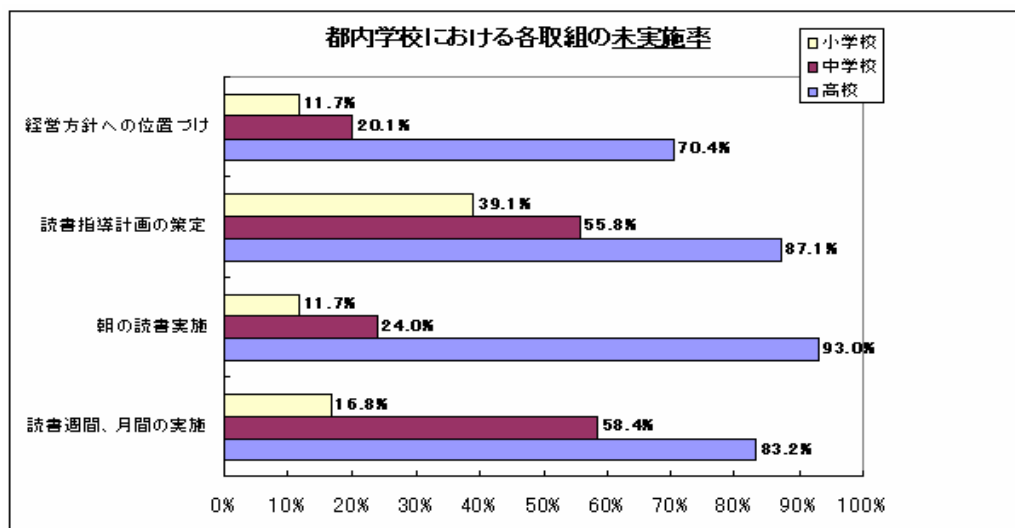
1 第一次計画での課題

第一次計画が終了し、現在、子供の読書活動の推進については、以下の課題があります。

(1)取組の進んでいない学校の存在

読書活動を学校の方針として位置付け、その推進に取り組んでいる学校が増加しているものの、依然として取組が進んでいない学校もあります。第4図に見られるように特に都立高校ではその傾向が高くなっています。

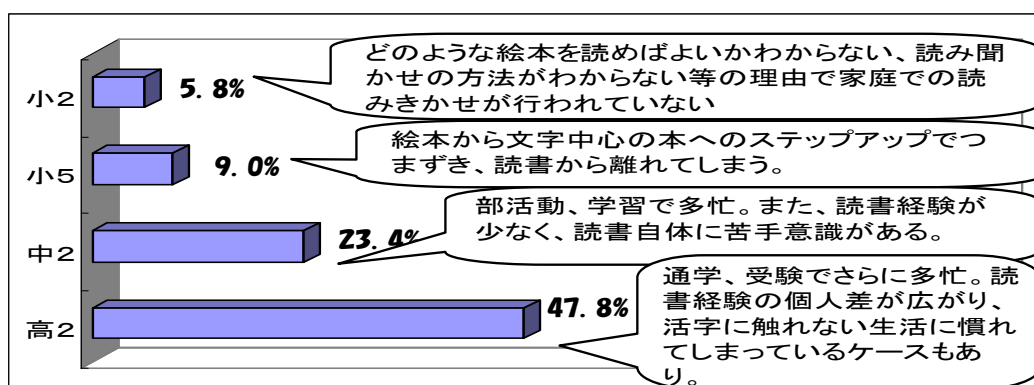
[第4図 都内の学校（公立）における取組 未実施率]⁵



(2) 読書意欲の低い子供の存在

各年代において未読者率は減少しているものの、依然として1か月に1冊も本を読まない児童が存在しています。また、学年が上がるにつれ未読者率が上昇する傾向が見られます。これは、第5図に示すように、子供が成長するとともに生活が変化し、時間的な制約から読書から離れがちになることや、子供が自分の興味・関心に応じた本と出会う機会が少ないことなどが主な理由と考えられます。

[第5図 未読者（19年度）の現状および未読の原因]⁶



このような状況が生じているのは、従来の読書活動が基本的に学校、学級単位で、児童・生徒全体すなわち集団を対象とした取組が中心であり、結果として読書意欲の低い児童・生徒については、一人一人への支援が十分に行われていないまま、取組が進められてきたことが要因と考えられます。

(3) 絵本の読み聞かせが行われていない家庭の存在

乳幼児期の読書活動である絵本の読み聞かせなどは、親子のコミュニケーションを深めるなどの観点からも、より一層の推進が期待されますが、現状において

は、必ずしもすべての家庭で読み聞かせが行われていないという面があります。

また、実際に読み聞かせを行おうとしても、どのような絵本を読めばよいのかわからない、読み聞かせの方法がわからない、という保護者も存在すると考えられます。

(参考) 全国家庭児童調査結果(厚生労働省 平成16年)⁷

「お話を聞かせたり、本を読んでその感想を話し合ったりする」家庭
未就学 ——— 74.5%

2 子供の読書を取り巻く状況

子供の読書活動を進めるためには、現在の子供の読書を取り巻く状況も背景として考えていく必要があります。

近年、テレビ、DVD、インターネット等の発達による情報化の進展に伴い、子供たちの読書離れへの懸念の声が上がっています。

読書においても、携帯電話やパソコンを利用して、配信された作品を読んだり、調べ学習でインターネット上の情報を活用したりするなど、電子メディアやインターネットとの関わりが増えてきています。読書のきっかけや、本や読書に関する情報入手の手段としてこれらの有用性は否定されるものではありませんが、一方において子供のネット上のトラブルなど懸念される面があることも事実です。子供の読書活動の推進に関わる大人は、子供が電子メディアやインターネットについて、安全で適切な利用をしていけるよう注意を払っていく必要があります。

また、「OECD生徒の学習到達度調査(PISA)」の結果⁸からは、我が国の子供たちの読解力の低下傾向が示されており、児童・生徒の読解力の向上も課題となっています。

1 「市町村子ども読書活動推進計画策定状況調査」文部科学省 平成20年

2 「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査」東京都教育庁指導部 平成15年・平成19年 より作成

3 「子供の読書活動の推進に関する調査」東京都教育庁生涯学習課⁶ 平成14年及び17年 同生涯学習部 平成19年 より作成

※「保護者に対する啓発事業」は14年度は調査項目なし

4 「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査」同上 より作成

5 「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査」東京都教育庁指導部 平成19年 より作成

6 未読者率は「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査」東京都教育庁指導部 平成19年 より作成。各年代の未読の原因は、都内学校および図書館での聞き取り調査などを参考に記載。

7 「全国家庭児童調査結果の概要」厚生労働省 平成16年

8 「OECD 生徒の学習到達度調査(PISA)」OECD 平成16年・19年 文部科学省ホームページ公表

第2章 第二次計画の基本的な考え方

第1 計画の性格

1 国の動き

平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、推進の基本理念が定められるとともに、国及び地方公共団体は、子供の読書活動の推進に関する計画を策定、公表することが定められました。

国は平成14年に策定した計画（第一次）の成果、課題を踏まえ、平成20年3月、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）を策定し、おおむね5年間にわたる施策の基本的方針を明らかにしました。

この間、子供の読書活動に関連する法律の成立や改正等も行われ、読書への機運も一層高まっています。学習との関係については、平成20年度実施の全国学力・学習状況調査の結果から、児童・生徒自身の読書への志向や読書にかかる時間と、国語の正答率に相関関係があると指摘しています。⁹

また、改訂学習指導要領においては、各教科等における言語活動の充実が必要であるとしています。

平成17年	文字・活字文化振興法 成立
平成18年	教育基本法 改正
平成19年	学校教育法 改正
平成20年	社会教育法、図書館法 改正 幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領 改訂 平成22年を「国民読書年」と定めることを国会で決議

2 都と区市町村の役割

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定による計画であり、東京都における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すものです。また、区市町村において、新たに推進計画を策定する際や、読書活動を推進していくに当たり、本計画の内容を踏まえることを期待するものです。

第2 基本方針

第1章に見るように、第一次計画の成果と課題を踏まえ、本計画では、次のような基本方針を設けました。また、子供の年代によって読書活動の課題が異なることから、年代別に基本方針に則った取組を設定しました。これらの取組を重点的取組とし、第2部第1章に具体的に示しています。

[各学校を対象とした方針]

- 1 各学校において読書を「指導の重点」と位置付け、読書指導計画を策定するなど組織的な取組の徹底を図ります。
- 2 組織的取組に加え、未読者を中心とした児童・生徒一人一人への取組を行います。そのために小・中学校の場合は、「読書指南役」の役割を果たす人が必要となります。
- 3 各学校の授業等を支援するため、東京都は区市町村・各学校に向けた事例・ノウハウ等の十分な情報提供を行います。

[乳幼児のいる家庭を対象とした方針]

- 4 絵本の読み聞かせに関する情報を提供するなど、乳幼児のいる家庭への啓発・支援を進めます。
- 5 計画内容にかかる取組状況を定期的に確認するとともに、その成果の達成状況を検証していきます。

※この計画における「子供」は0歳から18歳までの子供とします。
※この計画における学校とは、学校教育法第1条の学校、同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校の、公立及び私立を含めたものとします。私立学校については、読書活動において本計画の取組を参考にさせていただくとともに、都から各種推進に関する取組の情報提供を行います。

～読書指南役とは～
担任と連携し、個別の読書指導を行う。
子供が親しみや信頼感を持ち、「この人がすすめる本なら読んでみよう」と思えるような存在の大人
名称は「読書指導員」などでも可
(司書教諭、学校図書館指導員等が読書指南役になりうる。)

第3 計画期間

本計画の期間は平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

計画期間終了後は、都内における本計画に基づく取組の推進状況、子供の読書をめぐる状況を踏まえ、必要に応じて見直していきます。

第4 計画の目指すもの

本計画は、子供一人一人への働きかけを中心に、多種多様な読書へのきっかけを提供し、都内のすべての子供に向けて更なる読書環境の整備を図るものです。

また、本計画の最終年度にあたる平成25年度には、各年代の未読者率¹⁰の半減を目指します。

未読者率	19年度	⇒	25年度
小学2年生	5.8%		2.9%
小学5年生	9.0%		4.5%
中学2年生	23.4%		11.7%
高校2年生	47.8%		23.9%

なお、推進計画の実施に加えて、東京都の子供たちに向けて、様々な分野の人々からの読書に関するメッセージを発信します。

⁹ 「全国学力・学習状況調査」文部科学省 平成19年・平成20年

¹⁰ 「児童・生徒の読書の状況及び学校における読書活動等に関する調査」東京都教育庁指導部 平成19年

第2部 具体的な取組

第1章 重点的取組

第1 区市町村の取組推進

子供の読書活動を推進していく上で、より実行性を高めるには、各自治体において地域の実情を踏まえた推進計画を策定し、施策の方向性や取組を示すことが大切です。

1 都による区市町村に対する施策

(1) 区市町村における推進計画策定への働きかけ

東京都は、本計画の説明会を開催する等、区市町村における推進計画策定への働きかけを行います。そして、未読者率の半減を目指した区市町村の計画策定を推進するなど、都内の読書活動推進の基盤づくりを進めていきます。

(2) 区市町村における読書活動推進状況、児童・生徒の読書状況調査の実施

隔年（平成 21,23,25 年度）で読書活動推進状況、児童・生徒の読書状況調査を行い、推進状況を把握します。調査結果は、区市町村や学校での読書活動の推進の参考となるよう、ホームページ等で公表してまいります。

～児童・生徒の読書状況調査について～

一次計画での調査は、本に限定し、新聞や雑誌等は除いた読書状況の調査を実施していました。二次計画では、本についての調査項目に加え、新聞や雑誌を読んでいる状況についても新たに調査項目を設けてまいります。

2 区市町村における子供読書活動推進計画の策定

区市町村がそれぞれの推進計画を策定するにあたっては、地域の実情に応じて、学校に対する働きかけや支援、乳幼児のいる家庭への啓発や支援等を盛り込む等、具体的な推進の取組の内容を示していくことが大切です。

第2 都立学校(高校・特別支援学校)の読書活動の推進

1 東京都の施策

東京都は都立学校に対して、学校・学級での取組に資するよう支援を行うとともに、小中学校に比べ、取組の遅れているという現状にかんがみ、直接的な施策を進めることとします。

(1) 都立学校各校の「指導の重点」に読書活動を明記

都立学校全校の「指導の重点」(教育課程)に読書活動を明記することを義務づけ、各校において計画的に読書活動の具体的な取組を進めていくこととします。

(2) 各校別読書活動取組状況、児童生徒の読書状況調査の実施、公表

都立学校全校を対象に、各校の読書活動取組状況及び児童・生徒の読書状況調査を実施します。都立高校については、各校で生徒の読書状況の現状が認識され、読書活動に対する意識が高まることをめざし、高校別の未読者率を公表します。

(3)都立高校読書活動重点支援校の指定

未読者率の高い都立高校のうち、読書活動の推進に意欲を持ち、計画的に取組を進めようとする学校を「読書活動重点支援校」として指定し、一定の予算（教員向け研修の講師謝礼や図書の実費等）を配付することでその取組を支援します。

(4)生徒の読書状況に応じた取組のモデル事業実施

高校生になると、読書意欲等への個人差が広がります。

各高校において、学校の実情や生徒の読書状況に応じた取組を推進していくため、都立高校において読書状況別のモデル事業を実施し、その成果をテキストとしてまとめ、普及していきます。

(5)読書指導計画の開発・普及

各学校が読書指導計画を策定し、組織的・計画的に読書活動を実施していくことを支援するため、モデルとなる指導計画案の開発・普及を行っていきます。

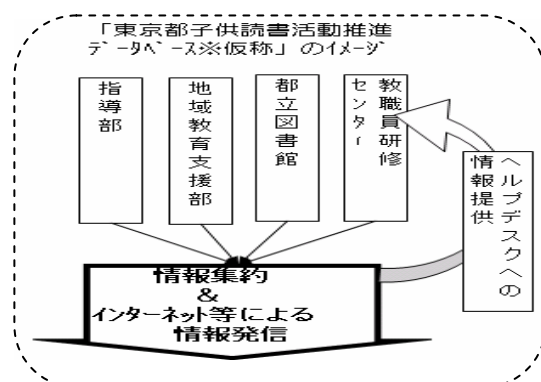
また、指導計画策定のための司書教諭等の研修を充実していきます。

(6)都内の読書活動事例の共有化

（「東京都子供読書活動推進データベース」（仮称）の開設）

子供の読書活動については、公立図書館、学校、児童福祉施設など行政の様々な部署が所管する施設等で行われています。関係機関が連携した読書活動を一層推進していくためには、東京都が一括してそれらの活動情報を集約・発信していくことが必要です。

東京都は、教育庁各部署及び他局で把握している地域の読書活動推進事例や学校の指導事例を集約し、インターネット等による発信を行います。このことにより、学校の授業への活用や図書館における事業実施等、都内各地域での取組を支援していきます。



(7)都立図書館と特別支援学校の連携

特別な支援を必要とする子供を対象とした読書環境整備、障害に応じた読書活動の工夫等について、都立図書館と都立特別支援学校の連携によりそのノウハウを蓄積していきます。その成果を普及することにより、特別支援学校の読書活動、区市町村立図書館における特別な支援を要する子供へのサービスがより充実することを目指します。

(8)都立図書館による学校支援サービス

都立図書館は学校の求めに応じ、ブックリストの提供、レファレンスサービス¹¹等を行います。また、都立図書館ホームページへの学校支援ページ（仮称）開設、都立多摩図書館の児童、青少年エリアに学校支援、生徒の学習支援コーナーを設けることにより、学校での読書活動や学校図書館の活動に役立つ情報を発信します。

(9)都立学校における学校図書館等のインターネット接続環境の整備

都立学校 ICT 計画により、平成 21 年度中に、全都立学校で校内 LAN 整備を行います。この一環として、学校図書館等におけるインターネット接続環境の整備を図り、生徒の情報収集や自発的な学習を促進していきます。

2 都立高校における取組

各都立高校では、次のような取組が進められることにより、生徒が読書に向かう状況が
つくり、結果として未読者率の低下につながるものと考えます。

(1)「指導の重点」(教育課程)に読書活動を明記

読書活動を学校全体で計画的に進めていくため、「指導の重点」(教育課程)に読書活動
を明記し、さらにその具現化を図るため、校内体制の整備及び学校図書館の充実を図ります。

(2)読書指導計画の策定

読書活動を推進していくために、年間を通じた読書指導計画を策定します。

指導計画には、教科等の指導との関連や、読解力向上のための読書指導などのほか、家
庭や地域との連携、都立図書館等との連携についても盛り込んでいくことが期待されます。

(3)校内体制の整備

司書教諭等を中心とした読書活動推進の校内組織を立ち上げるなど、校務運営組織の中
に読書活動や学校図書館運営を所管する分掌を位置付けることが必要です。

(4)学校図書館の充実

学校図書館は、生徒が読書を楽しめる「読書センター的機能」、情報の収集・活用・発信
を行う「情報センター的機能」、主体的な学習や学習発表を行う「学習センター的機能」を
持っています。また、資料の充実を図るとともに、蔵書のデータベース化や、インターネット
検索ができる環境を整備します。

(5)生徒の読書状況に応じた取組

高校生期の読書活動の推進には、生徒の読書状況に応じた取組(働きかけ)が必要です。
具体的には次のような状況(例)が考えられます。

- ・読書意欲はあるが、受験勉強等で多忙な生徒の場合

古典作品、名著等推薦図書の一覧を示し、その中からの読書を薦める。受験勉強や進路と関わり
がある本を紹介し、読書への動機付けを高める。

- ・部活動等で多忙であり、本を手にとらない生徒の場合

文庫や新書など気軽に読める本を学校図書館等で紹介、提供する。学級文庫を設置するなど生徒
の身近に本を置く。

- ・読書経験があまりなく、本そのものに抵抗がある生徒の場合

全校一斉読書の時間や期間を設けたり、「奉仕」等で地域の子供たちへの読み聞かせ活動に参加
する機会を設けるなど、本及び読書の楽しさに触れる機会をつくる。

「場所、もの、時間が揃えば生徒は読むようになる」

～都立千早高校 図書館プロジェクト&読書プロジェクト～

「場所、もの、時間が揃えば生徒は読むようになる」

平成19年度から取り組み始めた図書館プロジェクト及び読書プロジェクトを通じ、千早高校ではこのような確かな手応えを得ています。

同校が読書活動に取り組んだ背景には、推薦入試で進学する生徒が多い中、小論文が苦手な生徒が

多いという問題意識がありました。小論文を書けるようになるためには本を多く読む必要があると考えられましたが、学校図書館の貸出冊数は減少傾向でした。一方、英語教育に力を入れる同校で、ここ数年「英語多読」の授業を積み重ねる中で、生徒が実際に英語の本を読むようになり、「これなら日本語の本だって読めるはず」との手応えが教員の中に広がっていきました。

こうした背景を受け、同校はまず図書館プロジェクトとして、生徒へのアンケート（どんなジャンルが好きか、どこで本を手に入れるかなど）や校内読書活動に関する検討を進め、翌年には読書プロジェクトに発展、具体的に読ませる策として各クラスへの学級文庫の配置、読書週間での全校一斉読書を実施しました。学級文庫の本は、部活やアルバイトで忙しい高校生でも、休み時間などに気軽に手に取ることができるようです。



また、全校一斉読書は、過去に同校で朝読書がうまくいかなかった経験を踏まえ、期末考査終了後の1週間のみ、短縮授業後の10分間を使って取り組みました。実施後のアンケートでは生徒の多数から「(読書週間を)実施してよかった」「10分では短い」などの感想が寄せられました。こうしたプロジェクトの結果、学校図書館の貸出冊数は前年の4倍近くまで伸びています。こうした成果を踏まえ、同校では今後も読書週間の取組を進めていく予定です。



全ての教員が本を推薦し、感想文を審査しています

～都立清瀬高校 29年にわたる読書感想文指導～

清瀬高校では、過去29年にわたり、全校で「読書感想文指導」を実施しています。同校では、全教員がお薦めの本をコメント&署名付きで紹介した推薦図書のリストを毎年作成して夏休み前に配布しています。その冊数は約80冊！多くの先生が複数の本を紹介しており、古典の名作もあれば、最近のベストセラー本、科学エッセイ、詩集…と内容もバラエティに富んでいます。



生徒達は毎年このリストを楽しみにしており、日頃身近に接している先生たちがどんな本を紹介しているのか興味津々で、リストが配布された直後は学校図書館に来る生徒が増えます。

また、近隣の書店の協力も受け、校内での書籍販売や、夏休み期間中に書店で“清高コーナー”を設けてもらうなどして生徒が本を入手しやすい環境を整えています。

生徒達はこのリストを参考に夏休みに読書感想文を書き、提出しています。提出された感想文は、それぞれの本を推薦した教員が一次審査を行い、国語科教員による最終審査を経て優秀作品数点が決められます。

1, 2年生のうち小説を選ぶ生徒が多いのですが、3年生になると社会的なものや古典に目が向く生徒もいます。また、生徒からはこの感想文(原稿用紙3～5枚)に毎年取り組んでいることで、「それより短い文章ならば楽に書けるようになった」との声も上がっています。

3 特別支援学校における取組

(1)「指導の重点」(教育課程)に読書活動を明記(再掲 11 ページ)

(2)読書指導計画の策定(再掲 11 ページ)

(3)校内体制の整備(再掲 11 ページ)

(4)校内の読書環境の充実

学校図書館等において生徒が読書を楽しめる「読書センター的機能」、情報の収集・活用・発信を行う「情報センター的機能」、主体的な学習や学習発表を行う「学習センター的機能」を持つことが求められます。

また、資料の充実については、学校自らの購入等に加え、都立図書館の視覚障害者サービスや厚生労働省の「視覚障害者用図書情報ネットワーク運営事業」¹²を活用し、生徒に提供していきます。

子供に読書の楽しみを！

～東京都立大塚ろう学校～

東京都立大塚ろう学校では、幼児・児童が読書へ興味や関心を持つために、様々な工夫した読書活動に取り組んでいます。

ろう学校での読書活動には特有の難しさがあります。ろう学校では、個々の発達に合わせた日本語獲得指導が背景にあり、言語獲得中の幼児や児童にとって読みやすくわかりやすい本は多くありません。自発的に1人で読まない、文字だけの本に苦手意識がある、という課題があります。

このような児童に対しては、まず、様々な種類の本と出会うように日常的にブックトークを行っています。その際には挿絵が豊富で視覚的にも楽しめる物語の本を選んだり、学校行事に関連させたり、ゲームや漫画など児童の関心事をテーマに活用するなどして読書への興味を高めるようにしています。また、「本を読みなさい！」とは絶対に言いません。同じテーマで難易度を変えて繰り返すなど、児童への働きかけを根気強く行い、楽しさや面白さを伝えることに重点を置きました。

1年後、教室に置いてある本を自ら読んだり、学校図書館の棚を探す児童の姿が見られるようになりましたが、紹介した本には関心を示すものの、依然として文字だけの本を手にとらない子もいました。そこで、登場人物の相関図を作成したり、本の帯や広告を活用し、物語の内容をイメージできるように読み応えのある本を紹介するようにしました。できるだけ学校図書館を活用するように学習内容にも工夫をしました。

1年半たった今、読書に苦手意識はあるものの、本の内容に興味を持ち、「読んでみよう」という意識が児童の間に高まってきています。地域の図書館に通ったり、本を購入して読む、本の内容を話題に出してくる児童も増えるなど、これまでの取組の確実な手ごたえを感じています。

第3 小学校・中学校の読書活動の推進

1 都による小・中学校への支援

小中学校では読書活動への取組が進んでいる学校も多くあります。東京都は、区市町村教育委員会と連携して、読書活動や学校図書館の充実に必要な情報を提供するなど、適切な支援を行っていきます。

(1) 読書指導計画の開発・普及(再掲 10 ページ)

(2) 読書活動推進事例、指導事例の共有化と発信

小中学校には、学校・学級への取組の支援として「東京都子供読書活動推進事例データベース」(仮称)により、事例を集約し、発信していきます。(詳細は10 ページ参照)

(3) 未読者を中心とした児童・生徒一人一人に応じた取組の推進

各学校において、児童・生徒一人一人に応じた読書指導を推進していくに当たり、特に読書意欲の低い子に対する働きかけを行う「読書指南役」の手法を研究するモデル事業を区市町村の小中学校と連携して実施します。

モデル事業の成果を中心に、児童・生徒一人一人に応じた読書指導に中心となる「読書指南役」用のテキストを作成・配付します。

(4)「ボランティア活動の手引き」(仮称)DVD作成

各学校においては読み聞かせや学校図書館の整備などで地域のボランティアと連携する例が多くみられるようになりました。一方、読書活動等について、学校側とボランティア側で十分な意思の疎通がなされていないというケースもあります。こうしたケースを防止するには、学校側がボランティアの位置づけを明確にするとともに、ボランティアの側も教育活動や学校現場への理解を深めることが必要です。

東京都は、「ボランティア活動の手引き」(仮称)として DVD 教材を作成・配付し、各学校におけるボランティアとの連携を支援します。

(5)都立図書館による学校支援サービス(再掲 10 ページ)

2 小学校・中学校に期待される取組

(1)「指導の重点」(教育課程)に読書活動を明記(再掲 11 ページ)

(2)読書指導計画の策定

読書活動を推進していくために、年間を通じた読書指導計画を策定します。

指導計画には、教科等の指導との関連や、読解力向上のための読書指導などのほか、家庭や地域との連携、近隣の公立図書館等との連携についても盛り込んでいくことが期待されます。

(3)校内体制の整備(再掲 11 ページ)

(4)学校図書館の充実

学校図書館は、生徒が読書を楽しめる「読書センター的機能」、情報の収集・活用・発信を行う「情報センター的機能」、主体的な学習や学習発表を行う「学習センター的機能」を持っています。

蔵書については、国が定めた「学校図書館図書標準」の達成に努め、計画的な整備・充実を図ることが必要です。

また、子供がすぐに本に触れられるよう、学級文庫の充実にも配慮することが望まれます。

(5)読書指南役の選任

読書は本質的には個人的な営みであり、子供がどんな本に手を伸ばし、読み進むことができるかは、興味・関心やそれまでの読書経験によって異なります。児童・生徒一人一人に応じた取組を進めていくためには、児童・生徒が親しみや信頼感を持ち、「この人が薦める本なら読んでみよう」と思えるような読書指南役が校内にすることが必要です。

読書指南役は子供の身近にいる「本や読書の専門家」として、担任等と連携をとりながら個別の読書指導にあたることが求められます。

読書指南役は、校内職員等(司書教諭、学校図書館指導員等)から校長によって指名され、校務分掌にその役割を明記することが必要です。

(6)各学級における取組

学校での具体的な読書活動は小学校では担任を中心とした学級単位での取組となります。また、中学校では、国語科をはじめとする各教科の学習の中で取り組まれています。各学校

では各教科の授業や学級活動の中で、読み聞かせや、学校図書館、公共図書館を活用する、多くの本を試し読みする機会を設けるほか、高学年の児童や中学生が、小学校低学年や地域の幼稚園・保育所等の児童に読み聞かせを行うなど様々な工夫により、学校全体で子供が本に触れ、読書の楽しさを体得する機会を持つことが大切です。

また、読書記録や学校図書館の利用状況を見る中で、担任等が個々の子供の読書状況を把握することが必要です。

(7)児童・生徒一人一人に応じた取組

一人一人の子供の読書状況を見る中で、子供の読書意欲の違いや、読書についてどんな支援が必要かを把握し、担任と読書指南役が連携して、それぞれの子供に合った本の紹介や読書の助言をしていくことが必要です。

具体的には、次のような取組が考えられます。

- ・読書意欲の低い子

読まない原因、読めない原因を探り、読書への動機付けを重視した助言や指導

- ・特別な支援を要する子

一人一人の状況に応じた読書指導

- ・読書意欲の高い子

学校や地域の図書館を活用し、意欲に応じてさらに読む本の幅を広げていけるような助言や指導

学校全体が図書館です

～荒川区立第一日暮里小学校 読書活動の取組～

第一日暮里小学校では、校舎に足を踏み入れると、学校図書館だけでなく、至るところに本の紹介コーナーがあることに気が付きます。階段や廊下には季節や行事に合わせた本、ふれあいルーム(ランチルーム)の掲示板にはおいしい料理が出てくるお話の紹介(給食の献立にも時々お話の中のメニューが登場します)、校長室の入口には、校長先生おすすめの素敵な絵本が何冊も並び、自由に手に取ることができます。



同校では楽しんで読む読書や、学習と連動した読書活動に積極的に取り組んでいます。昼休みには全校一斉で読書をする「すわの森タイム」、年3回の読書旬間には、全教員が校内のあちこち(屋上や校庭など)で読み聞かせをする「どこでも読書」や各家庭で読書を楽しんでもらう「親子読書」に取り組みます。授業においても、学年ごとの読書指導計画や学校図書館年間利用指導計画に基づき、図書資料等を活用する学習を取り入れています。

全校一斉読書を始めてからは、子供たちが長い文章でも抵抗なく読めるようになってきたという効果があがっています。また、19年度の学校図書館の貸出冊数は前年度の4倍まで増加しました。

中学生が本の読後感をめぐって活発な意見交換 ～杉並区中学校図書館研究会「書評座談会」～

杉並区では、毎年中学校図書館研究会の主催により、中学生による「書評座談会」が開催されています。昭和34年から続けられているこの会では、同じ本を読んだ区内の中学生が一堂に会し、それぞれの読後感について活発な意見交換を行います。司会、進行はすべて生徒が行います。



第50回をむかえた平成20年の書評座談会は、小説「一瞬の風になれ(全3巻)」がテーマ図書でした。高校陸上部を中心にスポーツへの思いや友情、家族との関わりが描かれているもので中学生にとってはほぼ等身大の身近な世界です。登場人物の生き方や考えに対し、感じとったこと魅かれたこと等がパネラーの中学生から語られました。次いで、会場の中学生からも次々と手が上がり、心理描写を深くとらえた意見や作品の今後の展開にも思いを馳せた意見なども出され、会場はいきいきと活気に満ちていました。

「一瞬の風になれ」の著者・佐藤多佳子氏も招かれており、物語を書いた背景を著者自身が中学生に語りかけるなど、著者と中学生の交流も行われました。

これまでに書評座談会に参加した生徒の、「最初はあまり乗り気ではなかったが、次第に一生懸命参加しようというように、気持ちが変わっていった」という感想からは、この書評座談会が、1冊の本を読み、深め、意見を述べ合うといった喜びに生徒たちをひき込んでいっている様子が伺えます。

第4 乳幼児期の読書活動の推進

保護者から絵本を読んでもらい、その楽しさを共有することは、子供にとって大きな喜びとなります。たとえ短い時間であっても子供と保護者が一緒に本を読むことで親子の絆は深まります。

また、乳幼児期においては、日々、大人と言葉をかけあいコミュニケーションを深めていくことが、言語を獲得していく上で大切な要素であることが、発達心理学の観点から指摘されています。¹³

保護者をはじめ身近な大人が子供とともに絵本を楽しむことを、地域全体で支援していくことが大切です。

1 東京都による乳幼児のいる家庭への支援

(1)区市町村立図書館の乳幼児サービス実施の支援

都立図書館は、乳幼児に対する取組で地域の中心的役割を担う公立図書館に対し、都内の自治体の状況を把握しつつ、おはなし会の目的や方法についての研修、都立図書館でのおはなし会の実践の成果を踏まえた手引きの普及・活用等の支援を行います。

(2)乳幼児のいる家庭への情報提供

時間的制約等のため子供への読み聞かせに意識が及ばなかったり、絵本の与え方や読み聞かせの方法がわからないという保護者もいると考えられます。このような保護者に対して啓発事業に取り組むことが必要です。

東京都は乳幼児のいる家庭に対し、同教育委員会で実施する乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクトと連携し、読み聞かせの有効性について科学的な知見などを踏まえた情報を発信し、啓発を行います。

また、都立図書館が読み聞かせに薦める絵本をホームページ上で掲載する等の情報提供を行います。

(3)保護者を対象とした子供の読書に関する相談事業

都立多摩図書館では子供の読書に関する相談を受け付けています。今後、ホームページ上に読み聞かせに関するQ&Aを掲載し、読み聞かせに関する疑問解決への手掛かりを提供していきます。

2 区市町村立図書館による乳幼児のいる家庭への支援

(1)乳幼児健診を利用した読み聞かせの実演

保健所・保健センターでの乳幼児健診など親子が足を運ぶ場所において、子育て支援にかかわる部署と連携して読み聞かせを行うことにより、子供と保護者が共に楽しむ体験をしてもらうことが有効です。

(2)図書館等での定期的なおはなし会の実施

読み聞かせに興味を持った保護者が、引き続き読み聞かせの場に参加するよう、図書館において乳幼児向けの定期的なおはなし会を実施し、働きかけていくことが重要です。

**「おかあさんに読んでもらっているみたい」
～町田市 おはなしボランティアによる保育園での読書活動～**

町田市のおはなしボランティアグループ、「おはなし玉手箱」では毎月、保育園に出向き、おはなしや読みきかせの活動をしています。

毎回、同じボランティアの人がおはなしをしてくれるので、子供たちもリラックスして楽しむことができます。

ある日の訪問の様子です。1、2歳のクラスではわらべうたの手遊びや、言葉の繰り返しが楽しい絵本の読み聞かせに幼い子供たちの興味が集まります。3歳のクラスでは、ちょっとドキドキするおはなしで、最後にお化けが飛び出す結末に大歓声があがります。5歳のクラスで取り出されたのは字のない絵本。赤い風船が、りんご、蝶、花、傘と少しずつ形を変えていくファンタジックな世界を子供たちとともに味わい、にぎやかだった部屋にゆったりとしたひとときがもたらされました。「おはなし玉手箱」のメンバーによる読み聞かせはとても温かみがあり、子供たちからも「おかあさんに読んでもらっているみたい」との声があがっています。

¹¹ レファレンスサービス：図書館の利用者が求める資料や情報について、図書館職員が当該資料や情報を提供又は提示すること。またそれにかかわる業務のこと。

¹² 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運用するインターネット上のサイト。視覚障害教育全般についての教材データ等の提供や、視覚障害関連機関の情報交換を行う。

¹³ 参考文献：「ことばと発達」岡本夏木 岩波書店 1985年、「発達心理学」内田伸子 岩波書店 1999年

第2章 更なる読書習慣の育成のために

以上、重点的な取組には、学校における読書活動と、乳幼児期の家庭を対象とした取組の必要性について述べてきましたが、子供の読書環境を整備し、さらに読書習慣を育成していくためには、次のようなことが必要です。

第1 公立図書館の充実

公立図書館は学校図書館とともに子供にとって読書に関する最も身近な施設です。また、各自治体が読書活動を推進していく上での拠点となる役割を担っています。各自治体においては公立図書館を計画的に整備し、その機能の充実を図っていくことが必要です。

1 区市町村立公立図書館の充実

区市町村立の図書館では0歳から18歳までの子供を対象とした児童、青少年サービスを基幹的な業務と位置付け、次のような取組を行うことが望まれます。

(1)資料の充実

公立図書館においては次の点を考慮しながら、子供が豊富な本の中から自由に本を選び、読書の経験を積むことができるような蔵書を構成していくことが必要です。

ア 長年子供たちに親しまれてきた本や、幅広い分野において子供の興味・関心にこたえる本、調べ学習に役立つ本などを揃える。

イ 各分野において、なるべく子供の年代や、読書経験に応じた本を複数揃える。

(2)施設の充実

児童・青少年サービスを実施していくに当たり、館内に専用の部屋やコーナーの確保、子供が見て分かりやすい掲示、乳幼児を連れた保護者が図書館を利用しやすいような設備の充実が望まれます。

(3)サービスの充実

子供の年代（乳幼児、学童、青少年）に留意し、乳幼児とその保護者を対象とした絵本コーナーの設置やおはなし会、中学生や高校生の興味・関心に合ったコーナーの設置や中高生自身を実行委員とした図書館事業の企画など、各年代に対応したサービスを実施していくことが望まれます。また、子供や保護者に対して、本や読書に関する案内や助言を積極的に行うとともに、インターネットも活用しながら地域の読書活動に関する情報提供を行っていくことも大切です。

(4)読書機会の提供

おはなし会や科学あそびの会、著名な作家の講演会など読書に親しむ行事の実施や、地域の中で異年齢の子供が本を通じて交流する機会を設けるなど、多様な読書機会を提供していくことが大切です。

(5)特別な支援を必要とする子供の読書活動の支援

特別な支援を必要とする子供や入院している子供が豊かな読書活動をしていけるよう、点字資料、拡大図書、録音資料等、障害に応じた資料の収集に努め、提供していくことが期待されます。

(6)外国語を母語とする子供、帰国児童・生徒の読書活動の支援

外国語を母語とする子供、帰国児童・生徒の読書活動を支援するため、地域の実情に応じ、外国語資料の収集・提供、外国語による読み聞かせなどの読書機会を提供することが期待されます。また、公立図書館のサービスについて、国際交流協会等の関係機関を通じて情報提供していくことも大切です。

(7)地域の学校との連携

学校において多様な読書活動を展開していくためには、地域の公立図書館との連携が期待されます。公立図書館と学校の間で、読書指導計画等についての情報を共有し、資料の貸出やレファレンスサービス、学校訪問による読み聞かせやブックトーク¹⁴、学校図書館運営への助言等を行うことが期待されます。

(8)専門的人材の育成・配置

公立図書館では、児童・青少年対象の資料や子供の読書活動に精通した、経験豊富な職員を育成・配置することが必要です。

また、学校、ボランティア、他施設等との連携を円滑に行うことができる組織体制を整備することが大切です。

2 都立図書館の充実

(1)都立図書館児童・青少年資料サービスの充実

都立図書館は、東京都における本や読書活動に関わる専門的機関として、次の取組を一層進めていきます。

ア 資料の充実

乳幼児から青少年までの子供が読書を楽しみ、学習をするための参考となるような資料を幅広く収集します。

また、子供の本や読書活動に関する調査・研究用資料についても一層の充実を図っていきます。

これらの蔵書は、来館及び区市町村立図書館への協力貸出を通じて都民に提供するとともに、都内の公立図書館や学校図書館等の蔵書構成のモデルとして、図書館員や学校関係者を対象とした見学や研修事業に活用していくものです。

また、学校を支援する観点から、調べ学習で使用する資料や教科関連資料についてはセット貸出をしていく資料も収集していきます。

イ 施設、設備の充実

平成21年度の多摩図書館リニューアルに合わせ、児童、青少年資料エリアについても従来の「こどもコーナー」「青少年資料コーナー」をより使いやすく整備すると共に、学校の読書活動の参考となるような「学校支援コーナー」等を設けます。

ウ ホームページの充実

都立図書館ホームページ内において、従来の「こどもページ」「青少年のページ」に新たに「学校支援ページ（仮称）」を開設し、学校図書館の活動に役立つ情報を掲載していきます。

(2) 都内公立図書館の児童・青少年サービスの振興

都立図書館は、区市町村立図書館の求めに応じ、資料の貸出やレファレンスサービスを行うことを通じて、各図書館の児童・青少年サービスの支援を行います。公立図書館が未整備の自治体に対しては、自治体の要請に応じて、子供の読書活動や、読書環境整備に関する助言、資料の貸出等を行っていきます。

(3) 都内公立図書館職員の研修

都内公立図書館で子供を対象としたサービスに携わる職員の一層の質の向上を目指し、担当職員に対する専門研修（初任者向け研修、レベルアップ研修）及び、学校との連携や地域内の人材育成等、新たな事業を立ち上げる際に役立つようなテーマ別研修を実施していきます。

第2 地域における読書活動の充実

学校や図書館だけでなく、地域の中で、子供が本に触れ、読書をする機会を充実させていくことが必要です。

1 保育所等、幼稚園での読書活動

保育所等や幼稚園での読書活動については、「保育所保育指針」¹⁵及び「幼稚園教育要領」の中で幼児期の読書活動の大切さが指摘されています。保育所等、幼稚園においては、絵本コーナー等子供が本を手にとれる環境の整備を図るとともに、読み聞かせの時間の充実や、保護者に対して子供の読書に関する啓発を行っていくことが期待されます。

2 児童館、公民館、青少年施設での読書活動

子供の生活に身近な場所には児童館、公民館、青少年施設や、学童クラブ、放課後子供教室があります。これらの施設においても、地域の実情に応じて、読み聞かせやブックトークなどの読書活動に取り組むことが期待されます。

特に、公立図書館が遠方にある家庭の子供や保護者に対しては、これらの施設で気軽に利用できる読書の環境を提供していくことが求められます。

3 家庭文庫、地域文庫での読書活動

地域の中には、個人やグループで運営する家庭文庫、地域文庫があり、本の貸出やおはなし会等の行事が行われています。これらの文庫は、家庭的なくつろいだ雰囲気の中で読書に親しむことができたり、地域に根ざし、子供が気軽に利用できるといった特徴があります。

家庭においては、こうした文庫の読書活動にも参加することで、子供が読書を楽しむ機会を増やしていくことが考えられます。

保健所、病院、商店街…町のあちこちに読書のきっかけを ～中野区立中央図書館 地域のなかでの読書活動の推進～

保健所、病院、商店街…一見、読書とはあまり関係がなさそうな場所ばかりですが、中野区立中央図書館ではこうした「親子が立ち寄る場所」とタッグを組んだ読書活動を展開しています。

保健所では乳幼児健診に訪れた親子に対して、その場で読み聞かせをしています。0歳の我が子が絵本をじっと見つめる姿に驚く保護者も少なくありません。

また、家庭でも読み聞かせを楽しんでもらえるよう、絵本の紹介や区立図書館の利用登録も行います。図書館の本はその場で借りていくことも可能です。

また、病院の待合室で親子が本を手にとれるよう、図書館員が厳選した33冊の絵本セットを区内の小児科や産婦人科に長期で貸出しています。このセットは区内の保育園にも貸し出され、きれいな絵本がたくさん届くということで大変喜ばれています。

区内のある商店街では、子供にどんな本を買い与えたらよいかという親からの相談を受けることが多かったため、空き店舗を利用し、中央図書館と協働して絵本の読み聞かせや、図書の紹介などを行う「親子への読書のすすめ」事業を実施したところ、大変好評を博しました。中央図書館にはその後も、他の商店街から同様の事業の依頼が舞い込んでいます。



第3 学校の読書活動を支える人材

学校での読書活動を推進していくためには、学校図書館の運営や活用、読書指導などにおいて、司書教諭等が中心的な役割を果たしていくことが必要です。

学校図書館法においては、12学級以上の学校に司書教諭を必ず配置しなければならないこととされています。都立学校においては、12学級以上の学校を中心に司書教諭を配置・発令しています。

1 司書教諭等の研修・研究等

司書教諭等には、教育課程の展開と図書館資料の活用についての見識、児童・生徒の読書活動を一層充実させる力量、学校図書館の活用を通じて児童・生徒に情報活用能力を一層身につけさせる力量が求められます。これを高めるための研修や司書教諭による研究の機会を充実していくことが必要です。

(1) 読書活動の研修

東京都は、教職員研修センターと、都立図書館の連携により、司書教諭をはじめ学校図書館の担当教諭等が、学校図書館を活用した教育活動の充実を目指す研修を行います。

(2) 学校図書館教育開発委員会

東京都は、小学校、中学校、高等学校の教諭、司書教諭等で構成される学校図書館教育開発委員会において、学校図書館を活用した教育活動等について研究を行い、その成果を広く普及していきます。

(3) 区市町村の取組

ア 司書教諭等対象の研修、業務の支援

区市町村等においては、研修事業のほか、学校図書館運営マニュアルの作成や、資料収集のための選定リスト等を作成するなどにより、各学校の司書教諭等の支援をすることが期待されます。

また、校内で司書教諭等が十分な役割を果たすことができるよう、学校図書館や読書活動に対して、教職員全体の理解を深めるような校内研修や校務分掌の配慮をしていくことも求められます。

イ 司書教諭等と連携して読書活動を支える人材

区市町村においては、司書教諭等と連携・協力して学校図書館の仕事に従事し、読書活動を支えていく人材を配置している場合があります。区市町村によっては、公立図書館との連携により人材を育成し、各学校に配置している例もあります。

学校図書館を中心とした読書活動を一層充実していくために、各区市町村の実情に応じ、これらの人材の配置を進めていくことが考えられます。

開かずの図書室よ、ひらけ！

～小平市中央図書館 学校図書館協力員事業～

図書室に鍵がかかっていて生徒が思うように利用できない……。小平市中央図書館が「学校図書館支援センター推進事業※」として、中学校を対象に学校図書館協力員の配置に取り組み始めた背景には、このような「開かずの図書室」ともいべき中学校の図書館の現状がありました。そこで小平市では地域の方で学校図書館での活動に意欲のある方を公募し、市立図書館で研修を実施した上で各学校に「学校図書館協力員」として配置することにしました。

協力員は週3日、中学校に配置され、司書教諭や図書担当の教諭の指導のもとに図書室を開室して生徒の利用を支援すると共に、図書の整理などを行っています。不揃いだった図書のラベル、廃棄すべき本の山、こうした状況が協力員によって徐々に改善され、図書室がきれいになり、休み時間に生徒達が足を運ぶようになりました。



また、司書教諭が協力員を通じて市立図書館に選書の支援を依頼するなど、学校と市立図書館をつなぐ役割も果たすようになってきています。

協力員は月に1度、市立図書館で研修を受けており、子供の本や図書館の実務についてのスキルを高めています。

小平市中央図書館では、本事業の成果の検証を踏まえ、今後も子供の読書活動の推進に力を入れていく予定です。

※「学校図書館支援センター推進事業」平成18～20年度 文部科学省委託事業。小平市では協力員事業の他に、学校図書館配送システムの試行、学校図書館利用ガイドブックの作成等に取り組んでいる。

第4 ボランティア等、地域の力を活かした読書活動の推進

子供の読書活動の推進においては、従来から活動する家庭文庫・地域文庫・読み聞かせグループなどに加え、学校での読書活動や学校図書館整備の支援等に当たるボランティア（以下、「ボランティア等」）の存在があります。

こうしたボランティア等、地域が持つ力を子供の読書活動に積極的に活かしていくことが考えられます。

1 ボランティア等の育成、研修事業の実施

子供の読書活動に関わるボランティアの育成事業や、レベルアップのための研修を実施するなどして、地域の実情に応じたボランティア等による活動を推進していくことが求められます。

2 ボランティア等による自主的な活動の支援

区市町村ではボランティア等の自主的な読書活動を推進していくために、学習会開催の支援や、活動場所の提供、図書館資料の貸出、ボランティア相互の情報交換の場を設けるなど、活動の支援をしていくことが考えられます。

3 ボランティア等との円滑な連携の推進

学校や公立図書館などがボランティア等と円滑な連携を進めていくためには、それぞれの機関が読書活動の方針及びボランティア等の活動の位置付けを明確にすることが必要です。

東京都では公立図書館職員や学校支援ボランティア推進協議会¹⁶の地域コーディネーターを対象にした研修の中で、図書館や学校等とボランティア等との連携について事例の紹介等を行い、各地域の中での連携が円滑に行われるよう支援していきます。

4 家庭等の本を活用した子供の読書環境の充実

多くの家庭の中には、既に読み終わり不要になった本が眠っている家庭が少なからずあると考えられます。

学校やその他の施設においては、自ら図書資料等の充実に努めるとともに、こうした本を活用することで、子供が手に取れる本をより増やすことができると考えられます。

東京都は、家庭等で不要となっている本を、学校やその他の施設で活用していくための仕組みについて検討し、子供の読書環境の一層の充実を目指します。

第5 啓発、広報

1 子供読書フォーラム等の実施

子供の読書活動について、都民の理解・関心を深め、さらなる読書活動の推進を図るために、子供読書フォーラム等を実施します。

内容については、各区市町村や学校等の取組の成果を報告することなど、本計画における重点的取組にかかるテーマを中心に検討していきます。

2 啓発資料等の普及

第一次計画期間中に都民向けに作成した子供読書活動推進のための啓発資料※及び、学校向けに作成した「読解力向上のための学校図書館ガイドブック」※について、区市町村等でさらに活用されるよう、都立図書館のホームページや教育

庁における研修、福祉保健局の次世代育成支援事業等を通じた普及を進めていきます。

3 都立図書館における啓発事業の実施

都立図書館において、児童資料や青少年資料による展示会の開催や、子供の読書に関する公開講座等を実施し、子供の読書活動について広く普及・啓発していきます。

14ブックトーク：グループを対象として、数冊の本を紹介すること。特定のテーマや、特定の作家を中心に紹介することにより、読書への興味、関心を呼び起こすことをめざすもので、主に図書館でのおはなし会や、学校の授業などで行われている。

15 「保育所保育指針」厚生労働省 平成20年改訂

16 学校支援ボランティア推進協議会：地域の教育力の向上を図るとともに、地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域の連携体制の仕組みを構築し、学校教育活動に地域住民等のボランティアを効果的に導入する取組を推進する。

第二次東京都子供読書活動推進計画 東京都の取組体系

重点的取組	取組	所管部署	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
重点的取組	区市町村	区市町村における推進計画策定への働きかけ	地域教育支援部	継続実施				
		区市町村における読書活動推進状況、児童・生徒の読書状況調査	地域教育支援部・指導部	実施		実施		実施
	都立学校（都立高校・特別支援学校）に対する施策	都立学校全校の「指導の重点」に読書活動の明記を義務付け	指導部	実施				
		各学校別の読書活動取組状況、児童・生徒の読書状況調査の実施、公表	地域教育支援部・指導部	実施		実施		実施
		都立高校読書活動重点支援校の指定	指導部・地域教育支援部・都立図書館		実施			
		生徒の読書状況に応じた取組のモデル事業実施	指導部・地域教育支援部・都立図書館	モデル実施	テキスト化・普及			
		読書指導計画の開発・普及	指導部	開発	普及			
		都内の読書活動事例の共有化と発信（東京都子供読書活動推進データベース※仮称）	指導部・地域教育支援部・都立図書館・研修センター	実施				
		都立図書館と特別支援学校の連携	都立図書館	継続実施				
		都立図書館による学校支援サービス	都立図書館	継続実施				
		都立学校における学校図書館等のインターネット接続環境の整備	都立学校教育部	継続実施（21年度まで）				
		小・中学校への支援	読書指導計画の開発・普及（再掲）	指導部	開発	普及		
	都内の読書活動事例の共有化と発信（東京都子供読書活動推進データベース※仮称）		指導部・地域教育支援部・都立図書館・研修センター	実施				
	未読者を中心とした児童生徒一人一人対象の取組の推進		指導部・地域教育支援部・都立図書館	モデル実施	テキスト化・普及			
	ボランティア活動の手引きDVD作成		地域教育支援部・指導部	内容検討	作成・配布			
	都立図書館による学校支援サービス（再掲）		都立図書館	継続実施				
	家庭・幼児への支援	区市町村立図書館の乳幼児サービス実施の支援	都立図書館	継続実施				
		乳幼児のいる家庭への情報提供	地域教育支援部・都立図書館	作成・配布				
		保護者を対象とした子供の読書に関する相談事業	都立図書館	実施				

更なる読書習慣の育成のために	取組	所管部署	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
更なる読書習慣の育成のために	公立図書館の充実	都立図書館の児童・青少年サービスの充実	都立図書館	継続実施			
		都内公立図書館の児童・青少年サービスの振興	都立図書館	継続実施			
		都内公立図書館職員の研修	都立図書館	継続実施			
	活動を支える人材育成	読書活動の研修	教職員研修センター・都立図書館	継続実施			
		学校図書館教育開発委員会	指導部	継続実施			
	活動の推進	ボランティア等との円滑な連携の推進	地域教育支援部	実施			
		家庭等の本を活用した子供の読書環境の充実	地域教育支援部	検討・試行	実施		
	啓発・広報	子供読書フォーラム等の実施	地域教育支援部・都立図書館	実施			
		啓発資料等の普及	都立図書館・指導部	継続実施			
		都立図書館における啓発事業の実施	都立図書館	継続実施			



日本だから、できる。
あたらしいオリンピック!

第二次東京都子供読書活動推進計画

平成21年3月5日

編集・発行 東京都教育庁地域教育支援部管理課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5321-1111 (代)